

アウグスティヌスにおける自由の問題

村 上 一 三

アウグスティヌスにとって自由とは罪からの解放であった。ではアウグスティヌスにとって罪とは何であったか。また罪はどこから生じて来たのか。さらにいかにして罪から解放されるのか。実際ペラギウス派との長年の論争も両者の罪に対する見解の相違から生じてきたものといえるであろう。ここではペラギウス派に対する論駁のために書かれたいくつかの著作を中心にして、アウグスティヌスにおける自由の問題を考察しよう。

ところでアウグスティヌスは罪からの解放ということを救済史としての歴史において考えている。罪からの解放を必要とする人間を救済史的に把えるならば、人間は三つの段階に区分されるのである。

第一の段階は、土のちりを素材として、神が御自分の霊を鼻に吹き込んで造り給うたアダムとその妻エバにおける人間のあり方である。彼らは肉体を有するものであったが、創造の秩序において善きものとして造られたのであるから、不死なる者であり、楽園において至福であった。

第二の段階は、アダムとエバが神の命令にそむいて罪を犯し、その子孫全体に罪が遺伝し、その果が死であるという人間のあり方である。人間はもはや死すべきものとして悲惨なものである。

第三の段階は、かかる悲惨なもののためにキリストの受肉と復活による恩寵が与えられさらに決定的な審判により、もはや罪から解放され、復活により不死なる霊的な身体をもって神を顔と顔を合わせてみる人間のあり方である。この時人間は真に罪から自由なものとして至福であるだろう。

以上の三つの段階をアウグスティヌスが『エンキリディオン』で語っている言葉で要約すると次のようになる。⁽¹⁾

第一の段階において、人祖アダムは罪を犯すこともでき (posse peccare) また罪を犯さないこともできる (posse non peccare) 意志の自由決定 (liberum arbitrium vo-

luntatis) (以下自由意志と表わす) を有していたのである。第二の段階において、罪人アダムの肉から生れた人類はもはや罪を犯さないことができない (non posse non peccare) のである。第三の段階において、人間性の完成はもはや罪を犯すことができない (non posse peccare) であろう。この三段階について、アウグスティヌスが語っていることをもう少し詳細に検討することにしよう。

神は人祖アダムを、その造られた状態を保持するように造り給うたことであろう。従ってアダムは罪を犯さないでいることもできたのである。罪を犯さないで、いつまでもその造られたままでであろうとする不変の意志をもつこともできたのである。しかしアダムは罪を犯したのである。実際罪を犯すとは根源的には神の命令に背くことである。『あなたは楽園のいかなる樹の果を意のままに食べてもよい。しかし善悪を知る木からは取って食べてはならない』という創造主の命令に服従しなかったところから罪が生じて来たのである。彼らは神に似たものとなろうという転倒した欲望により、神に背くことを自らの意志によって選んだのである。この墮罪を聖書は、女が蛇と語り、蛇に誘惑され、それから女は夫に禁断の果を共に食べるように与えたと記している。これは何を意味するのであろうか。蛇は悪霊を象徴するものである。まず悪霊はある種の私的な善として自己を享受するための刺激を持ち込むのである。人間は肉体的感覚をとおして、感覚されるところのものを悪しく用いることに同意して、罪はただ単に思考されたばかりでなく、行為においても実行されるべきものであると精神において決定するのである。⁽²⁾

確かに、人祖アダムとエバが創られたのはすでに知性的実体として、人間より上位の天使とその墮落した悪霊との存在する世界においてであった。というのも、神はあらゆるものの創造に先立って、まず知性的実体としての天使と無形の質料を造ったとアウグスティヌスは『はじめに神は天と地を造り給えり』を解釈しているからである。人間は善なる意志をもった天使ばかりでなく、悪しき意志をもった悪霊の存在する世界の中に造られたのである。そこにアダムの不安があった。不安をいだいているものに誘惑のささやきがあったのである。実際罪を犯すためには、まず第一に誘惑があり、第二にそれを受け入れて享樂し、第三に承諾するという三段階⁽³⁾がある。

ではこの誘惑と自由意志とはどのように関係しているのであろうか。悪霊の誘惑

によって、人祖アダムは罪を犯したのであるから、罪の原因は悪霊であって、アダムには罪の責任はないと語ることができるのであろうか。

この問題に関して、アウグスティヌスは次のように語っている。もし人間の墮罪の原因が自らのうちにないとすれば、何か他のもののうちにあるか、あるいは、いかなるものにもないかのいずれかである。もし、いかなるものにもないとすれば、墮罪の原因はないことになるが、原因がないということが無から創造されたということであると解すれば、その質料が無から神の御言によって呼び出されたのであるから、呼び出し給うた神にしっかりと結びつかない限り無に帰することになり、その責任は自らの意志にあることになる。また何か他のものに墮罪の原因があるとすれば、神であるか、神以外の理性的存在者である。神は諸々の善の原因であるから、神が人間を神にそむくように導き給うことは断じてありえないのであるから、その原因ではない。そこで悪霊によって人間が墮罪したのであるとすれば、強制によるか、説得によるかである。しかるに神よりも強力なものはないのであるから、強制によるのではなく、人間が善きものとしてとどまろうと欲すれば、悪霊に抗することもできたのである。実際、いかに悪霊の知性認識が卓越したものであっても、悪霊は人間の精神における思惟や自由意志を知ることはできないのである。残るは説得によって、人間が同意するように悪霊は誘惑したのである。同意するということは自由意志によるものであって、人祖アダムは悪霊の誘惑を拒否する自由をも有していたのである。従って、悪霊は人間を神から離反するように誘惑したのであるから罪の責任者ではあるが、人間は悪霊の誘惑を拒否する自由意志をもっていたのである。しかし、実際にはアダムは罪を犯したのであるから、いずれにしても自由意志によって罪を犯したことになるのである。実際、自由意志によるものでなければ、それは罪と呼ぶことはできないのである。⁽⁴⁾

ペラギウスも罪の原因が自由意志であるという点ではアウグスティヌスと一致している。ペラギウスは罪について次のように語っている。「罪は避けられうるものであるか、避けられえないものであるか、たずねられねばならない。もし避けられえないものとすれば、それは罪ではない。もしそれが避けられうるとすれば、人間は罪なしにありうるのである」。⁽⁵⁾

ペラギウスによれば、罪は人間の自由意志によって生じてきたものであって、も

し人間が必然的に罪を犯すように定められているなら、それはもはや罪とはいえない。だから自由意志によって罪を犯したのであれば、人間の自由意志によって除去しなければならないし、また除去できるのである。問題は人間が自由意志によって罪を犯したのであれば、意志は意志によって、きわめて容易に変更できるか、否かという点にある。確かにペラギウスによれば、自由意志によって人間は罪を犯したのであるから、自由意志によって罪を除去しなければならないし、また除去できるのである。しかしアウグスティヌスによれば、確かに人間は自由意志によって罪を犯したのではあるが、自由意志によって罪を除去することはできないと主張するのである。このようにして両者は激しく対立するのである。

では両者の対立の根拠はいかなるものであったかという問題について、第二の段階である罪人アダムの肉から生まれた人類はすべてもはや罪を犯さないことができないということを考えてみよう。

アウグスティヌスによれば、人祖アダムは創造の秩序において、自然本性的な存在としては罪はなかったのであるが、自由意志によって神にそむき罪人となった。この人祖アダムの罪は、両性の結合によって生まれるすべての人間のなかに根源的な仕方で移行し、そしてアダムの負債はその子孫全体を拘束するのである。つまり一つの罪はすべての人間に共通な罪として、全人類に及んだのであり、すべての人間はアダムの肉から出たものである限りにおいて、すべて罪人である。このようにして、アウグスティヌスはいわゆる原罪 (peccatum originale) の思想を示すのである。そしてこの原罪を(6)になって生まれてくる人間は、さらにこの世において、現実的な罪 (peccatum actuale) をこの原罪に付加するのである。

我々はここで、アウグスティヌスとペラギウスの罪に対する見解が、いかに相違するものであったかを理解することができるであろう。ペラギウスによって、罪とは知性と意志とを有する人格の自由意志によって犯されるものであって、罪はあくまで個別的なものであり、全人類に及ぶ原罪という考えはとうてい理解できないことであった。だからペラギウスは「罪は避けられうるものであるのか、避けられえないものであるのか」とたずね、「もし避けられえないとすれば、それは罪ではないのであり、もしそれが避けられうるとすれば、罪なしに人間はありうる」と答えたのである。また彼は、「罪は意志に属するものであるのか、それとも必然に属す

るものか」とたずね、「もし罪が必然に属するものであれば、それは罪ではないのであり、もし意志によるものであれば、それは避けられうる」と答えたのであった。さらに彼は「罪は自然本性的なるものであるのか、偶有的なものであるのか」とたずね、「もしそれが自然本性的なものであれば罪ではなく、偶有的なものであれば免れることができる」と答えたのである。⁽⁷⁾

実直なる修道士ペラギウスにとって、神の賜物としての自由意志こそ人間の尊厳を示すものであり、神が人間に対して、「悪に負けてはならない。かえって善をもって悪に勝ちなさい」とか「あなたはあなたの神の前で全き者でなければならない」と命じておられるのは、人間が罪なしにあるようにということであって、罪なしにあることができないのに神は罪なしにあらねばならないと命じ給うことはないペラギウスは考えたのである。

確かにペラギウスの主張は、ストア哲学者が語るように自由意志こそ自己の権内にあるものゆえ、人間が至福であるように正しくあるためには、正しくあることを意志し、また現に正しくあることは他のいかなるものにも依拠しない自己自身のうちにその根拠があるのであるから、その限りにおいては間違っていないのである。しかしながらアウグスティヌスが罪をいわば自然本性的の遺伝として、人間のある種の態勢 (habitus) として罪をとらえるのも、ペラギウスとちがって、罪の果は死であり、死すべきものとなった人間の現実の悲惨を罪においてみるからである。従って、ペラギウスのように罪をただ単に倫理的な悪として、個人の人格に固有な問題としてとらえることは、アウグスティヌスにはできなかったのである。

実際、倫理的に正しく生きることと、罪を犯さないでいることとは別のことである。我々は偉大な倫理学者たちから、いかにして正しく生きるかを学ぶことはできる。アリストテレスは、両極端をしりぞけ、中庸を倫理的徳とし、たとえば過超の奢侈と過少の吝嗇の間に節制の徳を置いたのであった。⁽⁹⁾ また孔子は「中庸の徳たるや、それ至れるかな」といって、極端に走らない中庸の道を説いたのである。⁽¹⁰⁾

しかしながらアリストテレスにおいても、孔子においてもアウグスティヌスにおけるような罪の概念は存在しなかったのである。

アウグスティヌスにおいて、罪の概念は、もはや自由意志によって除去されうるような、偶有的なものではなく、現実態における働きとして、ことがら (res) なの

であった。実際地の子らの現実はどうであろうか。戦争、病気、死、無知、不品行、偶像崇拜、党派心等々、全人類がそのもとに苦しんでいる悪はすべて原罪の結果なのである。

だから聖書において、「フスの地に名をヨブという人がいたが、その人は素直にして、正しく神を畏れ悪を避けた」とか、「誠実なる人間のすばらしさを彼はとらえた」とか、「うそをつくものは知恵を憶えていないであろう。しかし誠実な人々は知恵においてみいだされるであろう」とか、「彼らの口には虚偽はみいだされなかった、彼らは汚れなしにいた」と語られている場合、「素直にして正しい人」「誠実な人」「口に虚偽がみいだされず、汚れのない人」が罪をもたないと語られていると理解されるべきではないのである。実際、我々が堅固な意志によって多くの義なるものを得て倫理的に非難されずにいることと、罪なしにあることとは別のことである。むしろ聖書は、「善をなすものはいない。否一人もいない」とか、「もし罪がないというなら、それは自分を欺くことであって、真理は我々のうちにはない」と語っているのであり、また「我々に負債のある者を我々が許すように、我々の負債を許して下さい」と、神は我々に祈るように教え給うているのである。

負債とはある者がある者に当然返却すべきものとして借りたものをまだ返済しないことである。人間は神から存在を与えられながら、神から離反して、罪の果としての死の鎖に拘束されている。この負い目を自分の力で返却しないままでいるのである。

このような人間の悲惨な状態を全能なる神が、いかにして解放し給うかを考えねばならない。実際、全能者は我々を解放するために用いることのできる他の数えきれないほどの仕方を差し置いて、御自分の唯一の御子の死をとおしてこのことを実現し給うたのである。人間の悲惨が必然であるとすれば、人間を死すべき悲惨から至福なる不死へと導くところの至福なる可死性 (*mortalitas*) が神と人間との間に存することが必要だったのである。この仲保者 (*mediator*) は、ただ単に人間であるばかりでなく、神でもなければならなかったのである。この仲保者は死すべきものにならねばならなかったのであるが、また死すべきものとしてとどまるべきでもなかったのである。この仲保者が死すべき者になったのは、御言の神性 (*divinitas*) において弱くなり給うたのではなく、肉を取ることによって、弱者となり給うた

のである。彼は肉そのものにおいて、死すべきものとして、とどまり給うたのではなく、死人の中から、蘇り給うたのである。だから人間と神との仲保者は、過ぎ去る可死性と、とどまる至福とをもたねばならなかったのである。イエス・キリストは、過ぎ去るところのものをおして、死なんとする者に適合し、またとどまる⁽¹¹⁾ところの者へ至るために、死人を通り過ぎ給うたのである。

それゆえ、善き天使たちは、悲惨な死すべきものと、至福な不死なるものとの間の仲保者となることはできなかつたのである。というのも、善き天使たちは至福であり、不死なるものであるからである。ところが、悪しき天使たち、つまり悪霊どもは仲介者となりうるのである。というのも、彼らは神とともに不死なるものであり、人間とともに悲惨なものであるからである。実際、悪霊たちは巧妙な仕方人間をいざない、また人間にとって悪霊が肉体をもたないということが魅力的だったのである。悪霊は死すべき肉のもろさや、壊敗なしに存在するので、彼らはますます傲慢となって弱き肉をもった死すべき人間どもを支配するのである。彼らは肉をもたない故に、人間を死に追い落としながら、自らはそこまでもむくことはないのである。しかし神の御子は、死の仲間において我々人間のために友となることがふさわしいと思われたのであるが、悪霊はそこへ至ることがないことをいいことにして、自分が人間よりもすぐれたものであり、大いなるものであると思つたのである。⁽¹²⁾

神は可死的肉を取り給うたが、罪の果としての死ではない死によって我々人間を解放し給うたのである。従って、肉を取り給うた限りにおいて、可死的なるものとなり給うたが、罪の果としての死ではないゆえ、しかるべき罪の報いとしての死ではない限り、不当な (indebitus) 死であるが、その死が悪霊に支払われることによって、人間を当然受けるべき (debitus) 死から解放し給うたのである。

それゆえ、「神は我々にその聖なる愛を託されるのであって、というのも、我々がまだ罪人であった時、キリストは我々のために、死に給うたのである。ましてや今はその方の血において義とされている我々はその方をおして神の怒りから救われるであろう」とパウロが語るように、我々人間の自由は、キリストの血による償い⁽¹³⁾において、罪から解放され、義とされているということに存しているのである。

ここにおいて、アウグスティヌスは、パウロの次の言葉、すなわち、「一人の人間によって罪がこの世に入り、また罪によって死がこの世に入ってきたように、す

すべての人が罪を犯したので死が全人類のなかに入り込んだ⁽¹⁴⁾、そして「一人の人の正しい行為によって生命を得させる正しさがすべての人に及ぶのである⁽¹⁵⁾」ということ、原罪による拘束とその拘束からの解放との救済史的現実としてきわめて深く受けとめているのである。

実際、アダムの原罪はキリストの贖罪なしには考えられないし、またキリストの贖罪はアダムの原罪なしには考えられないのである。ペラギウスはアダムとキリストとの対応関係を救済史的現実として十分に理解することがなかったので原罪についても理解できなかったし、贖罪についても理解できなかったのである。ペラギウスはキリストの出来事を何か我々が正しく行為するための援助として、あるいは模範としてのみ考えたのである。実際ペラギウスによれば、神の命令には、人間の三つの能力が含意されているのであって、一つは、それによって正しくありうることとしての可能性 (*possibilitas*)、二つ目は、それによって正しくあることを欲することとしての意志 (*voluntas*)、もう一つは、それによって現実に正しくあることとしての働き (*actio*) である。これら三つのうち、可能性のみは人間を創造し給うた神によって与えられたものとして、神の恩寵に属するのであるが、意志や働きは我々に固有なものであって、神の恩寵に属するものではないとペラギウスは主張する。つまり、正しくありうること (*posse*) は所与のものであるが、正しく意志すること (*velle*) とまた現に正しくあること (*esse*) とは我々のものであり、意志と働きとは、悪を避け、善をなす力がきわめて大きいので、神の援助を必要としないと主張するのである。⁽¹⁶⁾

アウグスティヌスにとって、もしペラギウスのように恩寵を理解するなら、キリストの死は無駄であったことになる。ペラギウスとの論争において、アウグスティヌスがキリストの恩寵を徹底的に強調するのも、キリストの死は、それなしには人類の罪を解き放つことのできない、無償の賜物であったからである。恩寵 (*gratia*) は無償で (*gratis*) 与えられたという言葉に由来するように、我々がそれに値するような功績 (*meritum*) を何らもっていないばかりか、敵対関係にあった、その神から一方的に与えられたのである。

アダムによって失なわれた人間の本性をキリストの恩寵が回復するのであるが、キリストの恩寵と自由意志とはどのような関係にあるかということも上述のことか

ら理解されねばならない。

ところで、もし神の恩寵がすべてであるとすれば、人間の自由意志は否定されるのであろうか。そうではない。むしろ恩寵は、律法を成就し、本性を回復し、自由にし、罪が支配しないようにするものであるから、恩寵において自由意志は存在の根拠をもつのである。だから、ペラギウス派の人々が、恩寵は善き意志の行いに従って与えられるのであって、信ずる人の意志は信仰に先立っていたのと同様に、祈る人の善き意志は祈りに先立つのであり、それゆえかかる行いに従って祈りを聞き入れ給う神の恩寵が続いて生じてくると語るのは正しくないのである。むしろ信仰は恩寵にもとづくものなのである。⁽¹⁷⁾

実際、神はただ単に人間の善き意志のみを善き行いと永遠の生命に導き給うばかりでなく、また悪しき意志をも御自分の権能のうちに置き給うので、どこにおいても時を問わずに欲し給うのである。かくして、アウグスティヌスは人間の自由意志のうちに神の摂理 (providentia) あるいは予知 (praescientia) をみるのである。

例えば、聖書において、「イスラエルの子らは、その敵に向かって戦うことができな⁽¹⁸⁾いと神はヌンの子ヨシュアに告げ給う」と語られているのがみいだされるのであるが、彼らが自由意志によって戦いをしないで、かき乱される意志に基づいて怖れによって逃げたのも、神が人間の意志をも支配し給い、怒りの時はだれであれ、その欲し給う人々を怖れのなかに引き入れ給うのである。人間のあらゆる自由意志において神の摂理や予知をみる時、自由意志と恩寵は一致するのである。

また神はアダムがその自由意志を悪用して罪を犯すであろうことを予知し給うたので、悪をなすものによっても善をなし給うように、また全能なる神の善き意志が人間の悪しき意志によって空しくされず、かえってそれによって充たされるように、御計画し給うたのである。

キリストの出来事は、従って、神の御計画のうちに存在していたのである。我々が恩寵においてキリストに従う信仰をもつ時、永遠の生命が約束されているのである。約束されているというのは、不死という永遠の生命をすでに完全に所有して、永遠の至福に至っているのではなく、来るべき世において、与えられるものとして、希望を抱いて、忍耐して待ち望まなければならないのである。我々がこの世において肉を有する仕方存在する限り、我々はある種の旅人 (viator) であり、遍歴者

(peregrinator) である。

しかしながら、「顔と顔とを合わせて見る」かの終りの時には、我々はもはや罪を犯すことができないであろう。ここで、罪を犯すことができないということは罪を犯す自由がないとか、あるいは自由意志がなくなるとかいうことではない。そうではなく、もはや罪に奉仕することが全くないのであるから、意志は現在よりもはるかに自由になるであろう。従ってアウグスティヌスが究極的に求める自由は、この第三段階の、罪を犯すことがもはやできないことなのである。この時人間は不死にして至福なるものと呼ばれるであろう。また第一の段階の創造の秩序における人間が自然本性的な存在 (naturale esse) であったのに対し、第三の段階の終末の秩序における人間は、自然本性の完成として、霊的存在 (spirituale esse) となるであろう。しかしながら肉体をもたない天使と同じ実体において霊的といわれるのではなく、人間性を有する限りにおいて霊的といわれるのである。また、その時、もはや罪を犯すことができない人々は、神の栄光に満された共同体 (societas) のうちにおいて、不滅である。というも、もはや死ぬことができない (non posse mori) からである。⁽¹⁹⁾

註

- (1) *Enchiridion de fide, spe et caritate* XXVIII. 104, 105.
- (2) *De Trinitate* XII. XII. 17.
- (3) *De sermone Domini in monte* XII. 37.
- (4) *De diversis quaestionibus* 83. 4.
- (5) *De perfectione iustitiae hominis* II. 1.
- (6) *De nuptiis et concupiscentia* 48. *De Trinitate* XIII. XVI. 21.
- (7) *De perfectione iustitiae hominis* II. III.
- (8) Epicteti dissertationes I. 1.
- (9) Aristotelis *Ethica Nicomachea* IV. 1.
- (10) 『論語』卷第三雍也第六29 (岩波文庫 P. 88)
- (11) *De civitate Dei* IX. 15.
- (12) *De Trinitate* IV. XIII. 17.
- (13) 『ロマ書』5章8—9節.
- (14) 『ロマ書』5章12節.
- (15) 『ロマ書』5章18節.

- (16) *De gratia Christi* VI. 7.
- (17) *De gratia et libero arbitrio* XIV.
- (18) 『ヨシュア記』 7章12節.
- (19) *Enchiridion* XXVIII. 105.